

国定公園事業執行認可等の取扱要綱の一部改正（案）に関する意見と県の考え方

千葉県環境生活部自然保護課

1 意見公募期間

令和7年1月6日（月）から令和7年2月4日（火）

2 意見提出者数（提出意見数）

2人（6件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

※同様の意見については、まとめて掲載しております。

※表中に記載された条項については、特に断りのない場合、一部改正（案）のものを使用しております。

意見の概要	県の考え方
・第6条 外 分譲型ホテル等を公園事業の執行として認可することに反対する。 そもそも国定公園の目的は「優れた自然の風景地を保護し国民が利用できるようにすること」であると考え、その目的からすると、特定の利用者のみが使用できる仕組みが国定公園に相応しくないと考える。	国定公園事業による施設の公平な利用機会の提供を担保するため、分譲型ホテル等の認可に係る審査基準として「公園施設の年間延べ宿泊可能客室数のうち、7割以上について、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること」等を規定しました。
・第6条 外 分譲型ホテル等を公園事業の執行として認可することは生物多様性の確保、自然環境の保全の観点から望ましくないと考える。	「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」が、自然公園法の目的であるため、自然の風景地の保護及び生物多様性の確保のため、認可に係る審査基準として「国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと(第9条第7号)」を規定しており、自然環境保全の観点から必要に応じて認可に条件を付すこと(第10条)を規定しました。 なお、宿舍事業に含めることができる付帯施設に、鉄道、船舶場、博物館及びスキー場は含まれておりません。 また、国定公園事業の執行に当たって整備の対象とする付帯施設の種類は、公園事業の有効かつ合理的な執行に必要な施設であって、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障のないものに限られることとしています。
・別添4 宿舍事業に含めることができる付帯施設の一覧、駐車場に舗装道路、鉄道や船舶場、ごみ焼却炉、博物館、スキー場にキャンプサイト…等、あらゆる施設が申請可能となっており、これらの施工に対し木竹の伐採、盛土、切土、植栽、芝生も可能となっており、国定公園の目的である自然公園の保全に反すると思われる。	
・第9条 財務関連の審査基準はあるが、国籍や外国人株主比率等、事業申請者の属性に係る規定が見当たらない。	自然公園法上、国定公園の公園事業執行者として外国の企業等は制限されておりません。
・別添3 1-(1) 執行認可申請書の添付書類として、「法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)」とあるが、設立して3年以内の会社でも事業参加可能か。	設立して3年以内の会社であっても、認可を受けることにより公園事業の執行は可能です。 本改正は、認可申請者の種類に応じた添付書類を規定するとともに、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な経理的基礎を有していることの判断に係る審査基準を設けることで、基準の明確化を図るものです。
・第22条、第24条、第26条 譲渡による承継、合併又は分割による承継及び相続による承継について、国定公園＝国民の資産であるのに、国民の意思と関係なく譲渡、相続可能か。	まず、国定公園は、国や都道府県が土地の管理権を有することなく指定し、一定の公用制限のもとで風景地の保護を図る「地域制」の公園のため、土地や建物等は所有者等の財産

これらを総合すると、資金力のある法人であれば設立から３年以内の法人であっても、事業実態が少なからうが何処の誰(外国人)であろうが公園事業執行認可申請をすることが可能で、認可を受ければどんな施設も建てることができ、分譲型ホテルという形で私物化することができ、譲渡や相続も可能ということになるかと思うが、そのようなことが国定公園の定義、目的に沿っていないことは明白であると考えます。 県には是非、国の意向に付き従うのではなく、県の自然美を守ってもらいたいと考え、その旨意見を述べます。	であることから、国定公園内の土地や建物等の譲渡・相続について自然公園法で制限はしていません。 そして、国定公園事業の承継とは土地や建物等の承継に関するものではなく、国定公園事業者たる地位の承継に関するものです。 なお、譲渡による承継制度は、本要綱の改正により追加されるものではなく、自然公園法改正(令和４年４月１日)により追加されたものであって、譲渡による承継について規定することにより公園事業の円滑な引継ぎを可能とするための制度です。 国定公園事業執行認可の申請者については制限を設けておりませんが、認可に当たっては「公園施設の管理又は経営の方法が適切であること」等の基準を設定しています。 また、国定公園事業となる施設の種類の、自然公園法施行令第１条に規定されるものに限定されており、認可に当たっては「公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、利用施設にあつては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。」や「国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった審査基準を満たす必要があります。 加えて、分譲型ホテル等の認可に当たっては、「特定の者が独占的に利用する客室を設けないこと」等の審査基準を設けることにより、公平な利用機会の提供を担保しています。 執行認可の基準を満たす分譲型ホテル等を国定公園事業として認可することは、国定公園内における上質な宿泊体験の提供や、賑わいが失われている地域の再活性化等が期待され、自然公園法の目的の一つである優れた自然の風景地の利用の増進に資するものと考えております。
--	---